

○厚生労働省告示第二十五号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第四百十号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月二十二日

厚生労働大臣 田村 憲久

別表25項中「平成23年12月22日」の次に「及び平成24年11月21日」を加え、

06007xxx99x41

を

06007xxx99x41x
010010xx99051x
180060xx97xxxx
180060xx99xxxx

に改め、同表に次のように加える。



45	セツキシマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成24年12月21日に、薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	03001xxx0103xx
		03001xxx0104xx
		03001xxx0113xx
		03001xxx0114xx
		03001xxx97x3xx
		03001xxx97x4xx
		03001xxx97x5xx
		03001xxx99x3xx
		03001xxx99x4xx
		03001xxx99x5xx
46	リツキシマブ（遺伝子組換え）（薬事法第14条第9項の規定による承認事項の一部変更の承認申請であって、申請書に添付しなければならない資料について、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の添付を必要としない合理的理由がある場合において、申請者が依頼して実施された臨床試験の試験成績に関する資料の添付を省略して行うことが相当と認められるものとして厚生労働省設置法第11条に規定する薬事・食品衛生審議会が平成25年1月31日に事前の評価を終了したものに係る効能又は効果に係るものに限る。）	070560xx97x0xx
		070560xx97x1xx
		070560xx99x0xx
		070560xx99x1xx
		130140xxxxxxxx
47	B型ボツリヌス毒素（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	010180xx99x0xx
48	セルトリズマブ ペゴル（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	070470xx99x4xx